

## 令和4年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年3月25日(金) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、棚町主査、中村主任

議事録署名委員(6番松田健委員・8番蓑手幹夫委員)

- 議事日程 議事録署名委員の指名
- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 日程第1 報告議案第6号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分(1件)について |
| 日程第2 報告議案第7号 | 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について               |
| 日程第3 議案第15号  | 農地法第3条第1項の規定による許可申請(7件)について           |
| 日程第4 議案第16号  | 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について           |
| 日程第5 議案第17号  | 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について           |
| 日程第6 議案第18号  | 非農地証明願(3件)について                        |
| 日程第7 議案第19号  | 農用地利用集積計画(一括方式)案(7件)について(新規7件)        |
| 日程第8 議案第20号  | 農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定について              |

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第3回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。  
始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第3回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく願います。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。今日は1名欠席ということで、樋ノ口委員が欠席です。それでは、会次第に従いまして、進行してまいります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、6番 松田健委員と、資料では樋ノ口委員になっていますが、今日急遽欠席ということで8番 蓑手幹夫委員をお願いします。よろしく願います。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分については 1 件 1 筆 470 m<sup>2</sup>です。現在の契約は令和 8 年 8 月までの賃貸借契約ですが、後ほど 8 ページの農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、息子さんに贈与を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長 はい、今回は 1 件です。ただ今説明がありました。後ほど 3 条の申請で、息子さんに贈与をするための合意解約通知です。皆様の方から何かご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第 1 報告議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知農地中間管理法分 1 件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知農地中間管理法分 1 件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。

続きまして、日程第 2 報告議案第 7 号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

篠原主幹 資料の 2 ページをお願いします。日程第 2 報告議案第 7 号農地の転用事実照会に関する回答についてご説明申し上げます。令和 4 年 2 月 18 日付けで鹿児島地方法務局川内支局から依頼のありました照島〇〇、田、171 m<sup>2</sup>について法務局より転用事実照会がありましたが、法務局に電話で聞き取りを行ったところ、昭和 54 年に建物を建てるといことで 5 条申請許可後、所有権移転を行い、地目変更まではされていなかったようですとの事でありました。40 年以上前の事であり、当時の書類等は残っておりません。令和 4 年 2 月 28 日に久木山代理、古賀委員、中村主任により現地確認をしていただきました。建物を建てられたかどうかは定かではなく、現在は資材置き場等の雑種地として利用されていたことから、5 ページのとおり令和 4 年 3 月 4 日付けで法務局に回答したところでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方から説明がありました。法務局からの照会に対して、もう既に3月4日付けで回答をしているということでございますが、何か皆さんの方からご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。日程第2報告議案第7号農地の転用事実照会に関する回答については、5ページの回答書のとおり回答することで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、事後承認という形になりますが、日程第2報告議案第7号農地の転用事実照会に関する回答につきましては、5ページの回答書のとおり回答することで決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、今回の申請は7件でございますが、No.4については、農業委員に関する議案でございますので、まずNo.4だけを先に抜き出して審議をしていただいて、決まどとっていただいた後、残りの6件についてを審議したいと思っておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員はご退席をお願いします。

**〇〇委員退席後** それでは、まずNo.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は7件です。12ページをご覧ください。No.4についてご説明申し上げます。

市外に居住する譲渡人から、地元で農業をする譲受人へ所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、最近までこの申請地を賃貸借で借り受け、先月農地法第18条第6項の規定による合意解約通知にてご審議いただきました農地です。調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、3月20日午後1時40分から、行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので、報告をいたします。資料は12～13ページをご覧ください。譲受人は20a以上の耕作者であります。申請地は譲渡人の自作地ではありません。現在譲受人が耕作をされています。労働力の状況は4人です。農機具保有状況はトラクター、コンバイン、田植機、管理機、刈払い機等です。申請地取得後の営農計画は、水稻を作付けする予定です。自宅からの通作距離は約0.8kmです。譲受人は労力、施設ともあり、耕作意欲も十分あり、耕作するものと認められます。譲渡人が高齢で、市外に居住しているので、元気なうちに譲り渡したいと希望されています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明と現地調査の報告がありました。これだけ先に審議をしますので、12ページNo.4について皆様の方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。それでは〇〇委員は自席へお戻りください。

〇〇委員着席後それでは続きまして、残りの6件につきまして審議をしたいと思っております。全ての説明と、現地調査の報告が終わりましてから質疑に入りたいと思っております。それではNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

No.1についてご説明いたします。6ページをご覧ください。借人が貸人の所有する農地を一部分区切って賃貸借したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。借人は所有する農地はございませんが、借り受けている畑は全て耕作しておられます。調査は

【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員                10 番西村です。日程第 3 議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 について、3 月 20 日午後 1 時より、本人立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しました。資料は 6～7 ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地であります。借人は農業をされていて、4,671 m<sup>2</sup>に生姜、ビーツを栽培しています。今回、農地を賃貸借して、さつまいもや青果等を作付けして出荷するそうです。労働力は 1 人で、収穫は人力で、ポテカルゴを使用して行います。農機具はトラクター、管理機があり、自宅からの通作距離は 0.5 km です。北は畑、南は市道、西は市道、東は住宅で、借人は労働力、施設とも十分にあり、何ら問題はないと見てきました。皆様方のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長                    はい、ありがとうございます。続きまして No. 2 について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査                8 ページをご覧ください。No. 2 についてご説明申し上げます。譲渡人の母から、譲受人である息子さんへ所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。この申請による取得で、下限面積は超えます。先程、1 ページの日程第 1 報告議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知にて、ご審議いただきました農地も含まれております。譲受人は今までも、母親と一緒に今回の農地を耕作しておられました。農政課の担当者に集積協力金には支障がないか尋ねたところ、今まで自分から自分へ賃貸借を設定していて、集積協力金をもらっていると思われるので、今後は新しい所有者に登記の変更が完了した際に、今までどおり自分から自分へ賃貸借を設定していただきたいということでしたので、その際には農業委員を通じて中間管理機構への貸し借りの申請をしていただきたいと考えております。調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員                    3 番西です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 について調査報告いたします。3 月 22 日（火）午前 9 時から代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査を実施いたしました。資料の 8～9 ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。農地

の譲渡人は母親で、今回息子さんへの譲渡になります。今回の申請で、譲受人は田 4.7 a、畑 19.88 a を耕作することになり、20 a 以上の耕作者になります。田んぼは譲受人が耕作をしており、畑は譲渡後耕作を始める予定です。労働力は2名です。農機具はトラクター、田植機、動噴等一式保有しています。申請地取得後は、田は水稻、畑は野菜を耕作する旨の営農計画を立てられています。鹿児島市在住のため、自宅からの通作距離は 35 km ですが、実家が田んぼの隣にあります。また、鹿児島市の会社に定年後の再勤務をしていますが、休暇が取りやすく、耕作の時期には農業従事が容易であるそうです。同世帯員の妻も農繁期には従事できるそうです。田の周囲は同じく水稲田であり、周囲に影響は及ぼしません。畑の周囲についても、周辺の作付けに留意しながら栽培していくそうです。譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作するものと思われま。私どもとしては、何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。続きましてNo.3について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

10 ページをご覧ください。No.3 についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用区域外農地です。譲受人は所有する農地はありませんが、今回の申請による取得で、下限面積は超えます。この申請地は、譲渡人が昨年9月に相続されましたが、農業をしないために利用の仕方に困り、今年1月に農業委員会へ譲り受けてくださる方を探してほしいと依頼され、農業委員にご協力いただいた農地です。調査は【正】を川畑委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について現地調査報告を行います。場所等については資料の10～11ページを参照してください。3月22日(火)午前9時30分より、行政書士立会いのもと、西委員と私で調査を行いました。農地区分は農用区域外農地です。現在譲渡人は県外在住で、管理が難しいので、譲受人に贈与したいとのことです。譲受人は、みかん等柑橘類を植えて、自家消費するとのことです。労働力は1人ですが、近くに娘さん夫婦がおられ、応援をもらえるとのことです。農機具は刈払機、動噴等所有されております。通作距離は約1kmです。譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作されると思いますが、皆様のご審議をよろしくお願ひ

いたします。

議長

ありがとうございました。次にNo.5と6は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

14～17 ページをお願いします。No.5とNo.6は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、先月農機具の購入のために集積面積が多く必要になったので、早期の契約をするために利用権設定をした農地所有適格法人です。まだ耕作面積が不足するということでの農地取得になっております。先月借り受けた農地と一緒に、今後耕作していくことになっております。調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をNo.5とNo.6を併せてお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5とNo.6についての調査報告を併せていたします。3月22日(火)午後1時から、現地で譲受人本人と、代理人の行政書士事務所の関係者立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は資料の14～17ページを参照してください。申請地2件は農用地区域外農地です。譲受人は2件とも買い受けて、自社が経営している生産牛、繁殖牛800頭の飼料にする採草地の1つにする計画とのことです。今回の2件を取得することで、周辺一帯が当事者の関係するグループの所有する土地になり、許可後1年を目途に農業機械で現在は不耕作、原野状態になっている一帯を再開墾して、大規模な採草畑にする計画とのことです。譲受人は現在、所有地、借入地合わせて1,000a余りで、採草畑を構成員10人で経営されています。営農計画は、繁殖、生産牛約800頭余りで、育成牛を計画的に生産して、市場に出荷し、販売額〇〇円を目標にされておられます。農作業機械の保有状況は、自社所有の機械の他、グループが所有している機械等を利用するとのことです。通作距離は自宅から約5分程の距離にあります。私どもの調査では、労働意欲、作業機械とも十分あり、持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは最後のNo.7について事務局の説明をお願いいたします。



棚町主査

18 ページをご覧ください。No.7 についてご説明申し上げます。譲渡人である父から、譲受人である息子さんへ所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用区域外農地です。この申請による取得で、下限面積は超えます。譲受人は今までも、父親と一緒にこの農地を耕作しておられます。②の農地は、道路に面しておりますので、隣の農地の所有者のご家族から通行承諾書をいただいております。調査は【正】を福菌委員、【副】を前田委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員

5 番福菌です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.7 について、3 月 23 日譲渡人と申請人の代理人である行政書士立会いのもと、前田委員と私が調査を行いました。申請地の位置図は資料の 18～19 ページになります。申請地は平江地区で、農用区域外農地です。15 年くらい前に、譲渡人と譲受人と一緒に申請地を含めた田を埋め立てて、1 町歩近くの畑にして、主に甘藷を栽培していましたが、現在は野平地区まちづくり協議会の依頼により、菜の花やひまわりの景観作物を植えています。申請地の受贈後も菜の花やひまわりを栽培する計画です。労働力は 2 人ですが、常時 1 人は栽培に従事できるそうです。農機具はトラクター、刈払機、動噴等そろえています。自宅からの通作距離は 500m です。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、6 件について事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。1 件ずついきたいと思います。まず 6 ページ No.1 について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、次の 8 ページ No.2 について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、10 ページ No.3 について、皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 14～17 ページNo.5 とNo.6 について何かご質疑ございませんか。私から質問してよろしいですか。遊休地ということになっておりますが、どの程度の草や雑木が生えているのでしょうか。

叢手委員 草刈機では手に負えない状態で、お話を聞くと、ユンボの先に付けるシュレッダーで、一面的にやっていくということで、ここの2筆が残っていたためにそこが手つかずの状態になっていたようで、これでやっと自分の所の関連の農地になりますので、大々的に機械を使って耕作をするそうです。ちょっと人力では無理な状態の原野になっております。それで、No.6 の現場までは行き着くことができませんでしたので、地図で確認をしたところですよ。

外菌委員 今までも重機で牧場の周りを開墾された実績がありますので、問題はないと思っております。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは 18 ページNo.7 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

西委員 はい、②の方ですが、写真では赤い枠がハウスの所を横切っていますよね、それはどういうことですか。

議長 福菌委員の方からお願いします。

福菌委員 譲渡人の話では、申請前の2月にハウスは完成して、相談はしてあるそうです。実際は広く作っているわけなんですけど、他の方が植えた作物の栽培が終わってから、自分たちでするように話をしているそうです。

議長 私の方から補足をします。一緒に現地調査をしたものですから。今、写真ではトンネルが2つまたがっている感じがするんですけど、現地はびしゃっとした境界が①も②もないんですよ。現地では境界が分からないくらい、周辺の畑と一体的に使われているんですけど、私なんかが見た感じでは、②の土地は、奥の方のトンネルに一部かかっているくらいで、大部分は今何も作っていない広い畑の方にかかっているんです。だいたい北の、上の方に畑が位置する状況ですので、別の農

家を作っているかぼちゃんなんですが、ほとんど支障はないんじゃないかと我々は見てきました。境界がはっきりしないものですから、周辺の位置関係から見たら北の、上の方に畑があるんじゃないかなと思って、かかってもほんの一部がトンネルにかかるくらいで、花園と言って花を植える圃場として使われている所です。ですから、先程説明のあったまちづくり協議会からの依頼で、譲受人である息子さんと、譲渡人であるお父さんと一緒になって管理耕作をしているということで、今後も使っていきたいということでした。よろしいですか。

西委員

ただ、畑が通路に面していないということだったので、ちょっと聞いてみました。

議長

もう、②の所は、道路側に田が3筆ありますが、ここも一体的になって、花の圃場になっているんです。それで道路から直接入れるような状態なんです。ですから、耕作に関しては問題はないんじゃないかと判断しました。他にご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは特にご質疑ないようでございますので、6件一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、No.1、No.2、No.3、No.5、No.6、No.7の6件につきましては申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

続きまして日程第4議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は1件ですので、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

それでは20ページ、21ページをお開きください。日程第4議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。区画整理事業も終わったものの農地として耕作していない状況で、申請地の近くで、建設業を営んでいる会社より、従業員用駐車場及び工事用車両の駐車場として貸してほしいと言われ、農地法第5条転用の認識が無く、令和2年5月に契約したもので、追認ではありますが申請されたものであります。調査

委員は【正】を松田委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。ご審議方  
よろしく願いいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員              6番松田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1に  
ついての報告をいたします。3月19日申請人の息子さん立会いの  
もと、木場委員と3名で調査を行いました。場所は20、21ページ  
をご覧ください。申請人は、申請地を貸駐車場として利用したいとの  
ことです。申請地は準工業地域内にある第3種農地で、現在既に〇〇の  
従業員用駐車場10台程と、工事用車両5台程の駐車場として貸し出し  
ており、始末書が添付されています。土地取得費、造成費ともになく、費  
用は発生しません。東側は利用していない畑と宅地、南と西側は道路、  
北側は道路と畑です。現状のまま使用し、雨水は自然流下です。周囲の  
農地への影響はありません。私たちの調査では何ら問題はないと思い  
ます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明、及び現地調  
査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何か皆さんの方  
からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第4議  
案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申  
請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしということでございますので、日程第4議案第16号農地  
法第4条第1項の規定による許可申請、今回は1件でございますが、  
申請のとおり許可することと決定いたしました。

続きまして、日程第5議案第17号農地法第5条第1項の規定によ  
る許可申請についてを議題といたします。今回は申請は3件ござい  
ますので、3件とも事務局の説明、現地調査の報告の終わった後に質  
疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお  
願いします。

中村主任              22ページ、23ページをお開きください。日程第5議案第17号農地法第5  
条第1項の規定による許可申請であります。No.1について、ご説明いたしま

す。駐車場を確保できずに、隣接地と申請地の一体利用することで駐車場を確保したため申請であります。出来上がっていますので、追認の形です。調査委員は【正】を木場委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。農地区分としましては、第3種農地、準住居地域内にある農地でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長                                それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員                            1番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について報告いたします。調査を3月19日午後4時45分より、貸人の立会いのもと、松田委員と私とで調査をしまして。22、23ページを参照してください。転用目的は、駐車場を確保できずに隣接地と申請地を一体利用することで、駐車場を確保したためです。今、事務局からもありましたが、令和元年に自宅を建築する際農地法の許可が必要であることを知らず隣接地に駐車場を建築されたとのことで、始末書付きです。農地パトロールの際に違反転用と指摘されて、申請を出されたそうです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長                                それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任                            No.2についてご説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。譲受人は現在、公道から幅2m、奥行き17.5mの通路のある住宅に1人で住まれており、駐車場や来客時の対応に苦慮されておりました。以前より、土地の購入について探しておられましたが、駐車場の確保ができ、来客時も駐車ができる土地を得ましたので、今回申請したものであります。農地区分としましては、第3種農地、準住居地域内にある農地でございます。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長                                それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員                            9番、古賀です。議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2についてご説明いたします。3月20日（日）午前9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の24、25ページをご覧ください。申請地は第3種農地、準住居地域内にある農地です。転用事由は、現在住まいの住宅は公道からの進入通路が狭く不便なため、他の分譲地も何箇所か見て回りましたが、面積が広く、1人住まいのため広い家屋敷地は必要ないと思ひ、この申請地を選定しました。申請地の東、南、北側は宅地でブロック積みに囲まれており、西側は公道に

面しているのです。土や雨水等の流出防止措置をします。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除策として公道面を除いては3面が隣接者によってブロック積みであり、公道とは高低差がないので、車などによる自然な地固めで、土の流出はないと思われま。なお、周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れのない対策として、特に北側隣接地の家屋とは、離れているので、日照等の影響はないと思います。建築家屋は平屋建ての計画ですので、周囲の住宅へも影響はないと思います。用・排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。また、住居の建築にあたり公道の幅が最短で3mであるため、都市建設課に相談し、道路の境界から50cm後退させます。資金調達計画は自己資金で、許可後着工するそうです。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任

26 ページ、27 ページをお開きください。No.3について、ご説明いたします。借人は今回、申請地の近くの公共事業を受注し、東京都に居住する兄所有の土地を借りて、現場事務所等として当初は令和4年7月まで使用貸借しようと構想していました。しかし、貸資材置場及び貸工事車両置場等として対応できないものか貸人に相談したところ承諾を得たので、使用貸借で10年間の申請をするものであります。始末書も添付されております。農地区分としましては、第3種農地、第1種住居地域内にある農地でございます。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について、3月20日(日)午前9時40分から古賀委員と〇〇の方と、申請の土地を調査いたしました。場所は、26、27 ページを参照してください。今回の申請地は、県の事業で防災工事ではありますが、農地と知らず、事務所等を2月に設置したために始末書を添付してあります。この場所は、麓土地区画整理事業の一角で、農地区分は第3種農地で、第1種住居地域内にある農地です。貸人の土地を一時転用による申請計画でしたが、令和4年7月末で治山工事が完了するが、完成後も申請地を借りて、資材置き場や工事車両の置き場として賃貸して10年間使用したいとのことです。被害防除は、東側が道路、西

側が宅地、南側が道路、北側が道路で何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。3件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず22ページのNo.1について何か皆様の方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に24ページのNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に26ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第5議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は3件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は3件でございますが、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第6議案第18号非農地証明願についてを議題といたします。今回は3件ですが、いずれも違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明だけで審議をしたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

日程第6議案第18号非農地証明願についてであります。

28ページ、29ページをお開きください。No.1について説明いたします。昭和61年に近隣の土地に遊戯場を建築し、平成16年に現在の遊技場に建て直しました。申請地は平成3年に取得し、平成4年2月に舗装工事を行

い、駐車場として利用している状況であります。農地区分は第3種農地で、準工業地域内にある農地です。

30 ページ、31 ページをお開きください。No.2について説明いたします。20年以上前に、亡き父が店舗用として家を建築し、相続した土地の地目が農地であるとは知らずに利用していましたとのことです。農地区分は第3種農地で、第二種中高層住居専用地域内にある農地です。

32 ページ、33 ページをお開きください。No.3について説明いたします。農地法の許可が必要であることを知らずに、20年以上前に倉庫を建築し、現在に至っているとのことであります。農地区分は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域内にある農地です。

議長

はい、ありがとうございます。以上3件について、事務局より説明がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず28ページのNo.1について皆様の方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に30ページのNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に32ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第6議案第18号非農地証明願3件につきましては、申請のあったとおり、非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第18号非農地証明願3件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することと決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第19号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。



棚町主査

34 ページをお願いします。日程第7議案第19号3月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、7件9筆6,970㎡です。前は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番、3番、4番の3件を含み、これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で（ ）書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明がありました。一括方式の方で7件9筆6,970㎡の利用集積計画案です。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑が無いようですので、お諮りします。日程第7議案第19号農用地利用集積計画書案一括方式につきましては、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第7議案第19号農用地利用集積計画書案一括方式については、34ページの表のとおりの内容で決定することにいたします。

続きまして、日程第8議案第20号農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹

資料の35ページをお願いします。日程第8議案第20号農地法に基づく下限面積の設定についてご説明申し上げます。下限面積については、令和2年度から農用地については20a以上、それ以外の農地については1a以上ということにしております。37ページには県内の状況について表にしたものがありますので参考にさせていただければと思います。令和4年度においても引き続きこの面積でよろしいか、総会において審議していただくものです。なお、今後この下限面積の要件については、確定ではありませんが農地法の改正があれば令和5年度以降廃止となる可能性があることを申し添えます。よろしくお願いたします。

議長

はい、ありがとうございました。農地法に基づく下限面積の設定、別段面積の設定ということで、議案にして審議をいただいている

案件でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問しますけど、以前は 30 a だったんですが、30 a に満たない形で 3 条の許可をした分が、令和 3 年度は何件ありましたですか。

棚町主査                    はい、事務局です。今月の 3 条申請 No. 2 を含めて 3 件ありました。

議長                        30 a には満たないけど、20 a の下限面積をクリアして、申請があったものが 3 件だそうです。ということで、別段面積を 30 a から 20 a に下げた効果が若干は出ているということです。事務局からありましたように、基盤強化法の一部改正と合わせて、農地法の改正も一緒に今の通常国会に提案されているようです。その中で、下限面積の別段面積については、廃止する方向で提案されているようです。何か他にご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                        よろしいですか。それでは特にご質疑が無いようですので、お諮りします。日程第 8 議案第 20 号農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定については、35 ページの表にあるとおり、昨年同様の面積の設定で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                        異議なしということでございますので、日程第 8 議案第 20 号農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定につきまして、35 ページの表のとおりの内容で、決定をいたしました。ありがとうございます。

以上で、議事については終わりました。

## 議事録署名委員

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_